

低所得の子育て世帯生活応援給付金の支給

食費等の物価高騰に直面し、家計が悪化している中で、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対する生活の支援を行うため、広報かめやま5月16日号でお知らせした「低所得の子育て世帯生活支援特別給付金」の全支給対象者に、児童一人あたり一律2万円を追加支給します。

支給額
児童一人あたり一律2万円

受付期間
8月1日(火)～令和6年2月29日(木)

ひとり親世帯分

問合せ 子ども未来課子育てサポートグループ(あいあい ☎96-8822)

対象者 亀山市が支給している「令和5年度 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)」の支給対象者

① 令和5年4月分の児童扶養手当を支給された人 **県制度**

申請方法 申請は不要です。市から案内を送付します(7月中旬発送予定)。

※受給を希望しない人、振込口座の解約等を行った人は届け出が必要です。

支給時期・方法 7月31日(月)に児童扶養手当振込口座へ振り込みます。

② ①以外の対象者 **市独自**

申請方法 申請が必要です。申請書および申請書に記載の必要書類を子ども未来課子育てサポートグループへ提出してください。

支給時期・方法 申請内容を確認して、随時、振込先口座へ振り込みます。

※窓口での申請が難しい場合は、郵送も受け付けますので、お問い合わせください。

※申請書等は、子育てサポートグループの窓口に備え付けてあるほか、市ホームページからもダウンロードできます。詳しくは、市ホームページをご覧ください。



ひとり親世帯以外の世帯分

問合せ 市民課医療年金グループ(☎84-5005)

対象者 亀山市が支給している「令和5年度 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)」の支給対象者で、次のいずれかに該当する人

① 亀山市が令和4年度に実施した「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)」の支給対象者であった人 **市独自**

申請方法 申請は不要です。市から案内を送付します(7月中旬発送予定)。

※受給を希望しない場合は、「亀山市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援応援給付金(ひとり親世帯以外分)受給拒否の届出書」の提出が必要です。

支給時期・方法 受給拒否の届出がなければ、支給決定通知を発送後、7月31日(月)に給付金の振込先口座へ振り込みます。

② ①以外の対象児童の養育者であって、令和5年度住民税均等割非課税の人または食費等の物価高騰の影響を受けて令和5年1月以降に家計が急変し、住民税均等割が非課税相当の収入になった人 **市独自**

対象児童 平成17年4月2日(障がい児については、平成15年4月2日)～令和6年2月29日の間に出生した児童

申請方法 申請が必要です。生活支援特別給付金を申請していただく際に、今回の生活応援給付金の申請も併せて提出していただきます。

支給時期・方法 内容を審査して、随時、支給決定通知を発送後、給付金の振込先口座へ振り込みます。

※窓口での申請が難しい場合は、郵送も受け付けますので、お問い合わせください。

※申請書等は、医療年金グループの窓口に備え付けてあるほか、市ホームページからもダウンロードできます。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

